

文教委員会資料②

2 所管事務の調査（報告）

（3）（仮称）川崎市保育所等整備協力要請制度の導入について

資料1 （仮称）川崎市保育所等整備協力要請制度の概要

資料2 （仮称）川崎市保育所等整備協力要請制度について

～市民の皆様の御意見を募集します～

こども未来局

（平成28年5月25日）

(仮称) 川崎市保育所等整備協力要請制度の概要

1 背景・経緯

(1) 本市における保育環境の整備

本市では、人口増加に伴い保育所利用申請数は毎年増加している。これまでも大幅な保育受入枠の拡大を図ってきたが、今後も待機児童解消に向けて、地域ごとの保育需要に効率的に対応していくため、多様な手法を用いた保育環境の整備を行っていく必要がある。

(2) 開発事業者の協力の必要性

武蔵小杉駅周辺などのマンション開発に伴い人口増及び保育需要の増加が見込まれる地域については、保育所の重点的な整備が必要となるため、マンション開発事業者に対しても保育所整備など一定の協力を要請する必要がある。

(3) 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例による指導・助言

一定戸数以上の住宅を建築する場合については地域の保育需要に大きく影響することから、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成15年条例第29号。以下「条例」という。)第10条に基づき、平成28年度からは50戸以上のマンション開発について、事業計画に保育所等託児施設を計画しているか否か等について、開発事業者に対し情報提供を求めるとともに、指導及び助言を行っている。

2 本市の状況

(1) 開発事業者による自主整備の状況

マンション開発が続く地域では、重点的な保育所整備が必要となる一方で、現在は開発事業者による保育所の自主的な整備がほとんど行われていない。(平成27年度実績1件のみ)

(2) 民間保育所の整備に伴う費用の増加

保育需要の増加により、待機児童対策に向けた民間保育所の整備にかかる費用は、近年増加し、高い水準で推移している。(平成21年度約4.5億円→平成28年度約18.9億円)



現在も市内でマンション等の開発の計画が進む中、開発事業者に対し、効果的な指導・助言により、保育所の自主的な整備を促すことが重要である。

3 他都市の状況

- ・マンション開発が進む自治体においては、開発事業者への保育所等公共施設の整備協力要請に関する指導要綱等を設置している。
- ・東京23区の江東区、中央区及び台東区においては、施設整備の協力要請のほか、計画するマンションの世帯用住戸数に応じた協力金を開発事業者へ要請している。

4 今後のスケジュール

【平成28年度】

- ・6月1日～6月30日 パブリックコメント手続の実施(意見募集)
- ・8月(予定) パブリックコメント手続の結果報告及び要綱の制定
- ・10月(予定) 制度施行

5 制度の概要

(1) 制度の目的

条例第10条第2項に基づく指導及び助言の内容を具体的に定めることにより、子育て環境の充実に資することを目的とする。

(2) 制度の内容

ア 対象事業者

別に定める重点要請地域(表1)において、世帯用住戸(床面積60㎡以上)の戸数50戸以上の共同住宅の建築行為(以下「対象事業」という。)を計画する開発事業者。

【表1】重点要請地域(平成28年10月予定)

・JR南武線川崎駅から稲田堤駅までの各駅から1km以内の地域	・東京急行電鉄田園都市線二子新地駅からたまプラーザ駅までの各駅から1km以内の地域
・JR南武線尻手駅から浜川崎駅までの各駅から1km以内の地域	・小田急電鉄小田原線登戸駅から鶴川駅までの各駅から1km以内の地域
・京浜急行電鉄本線京急川崎駅及び大師線京急川崎駅から小島新田駅までの各駅から1km以内の地域	・小田急電鉄多摩線五月台駅からはるひ野駅までの各駅から1km以内の地域
・JR横須賀線武蔵小杉駅及び新川崎駅から1km以内の地域	・京王電鉄相模原線京王稲田堤駅及び京王よみうりランド駅から1km以内の地域
・東京急行電鉄東横線新丸子駅から日吉駅までの各駅から1km以内の地域	

※保育需要に応ずるため特に必要であると市長が認めるときは、上記以外の地域における世帯用住戸の戸数50戸以上の共同住宅の建築行為を計画する開発事業者に対しても、協力要請ができるものとする。

※対象事業区域の一部が上記地域にかかる場合は、当該対象事業区域全体が重点要請地域に属するものとみなす。

イ 要請内容

(ア) 世帯用住戸の戸数50戸以上180戸以下の共同住宅を計画する場合

対象事業者に対し、右表のとおり、想定される定員数(※1)の小規模保育事業所(6～19人)の自主整備又は1戸当たり30万円を基準とする寄附金の支払いによる協力要請を行う。

(イ) 世帯用住戸の戸数181戸以上の共同住宅を計画する場合

対象事業者に対し、原則として想定される定員数(※1)以上の認可保育所(20人以上)の自主整備を要請し、認可保育所の整備が困難な場合は、1戸当たり30万円を基準とする寄附金の支払いによる協力要請を行う。

ウ 寄附基準額の考え方

本市が整備を求める最も標準的な規模である60人定員の保育所を直接整備とした場合に、最低限必要とする施設面積は $60 \times 6.2(\text{※}2) + 30.0(\text{※}3) = 402 \text{ m}^2$ である。また、市内の定員60人程度の規模の保育所の整備費(設計・監理費込)実績の平均値(H25～H27年度)は418,000円/㎡であることから、60人定員の保育所整備費は $402 \times 418,000 = 168,036,000$ 円と推定できる。一方、60人の定員数を生じさせるマンション戸数は算定式(※1)より逆算すると571戸であることから $168,036,000 \div 571 \approx 294,000$ 円/戸となるため、1戸当たり30万円とした。

(※2)川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱に定める面積算定表における、60人定員の場合の1人当り面積(㎡/人)

(※3)川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱に定める面積算定表における、乳児室等を整備する場合の加算面積

【参考】保育所等定員数

戸数(戸) ※例	保育所等 定員数(人)
50	6
100	11
180	19
200	21
300	32
400	42
500	53
600	63
700	74
800	84

(※1)上表において保育所等定員数は、戸数に未就学児発生率(30%)×保育所入所申請率(35%) (=10.5%) を掛けて算出する。(小数点以下切上)

エ 寄附金の使途

納付された寄附金については、認可保育所等の整備に係る費用に充てるものとする。

(3) 施行

ア 平成28年10月から施行する。

イ 施行日以降に条例第10条第1項に基づく事前届出があった対象事業について適用する。

（仮称）川崎市保育所等整備協力要請制度について

～市民の皆様の御意見を募集します～

近年、市内の様々な地域でマンション等の住宅開発が計画されている中、本市では、人口増に伴い増加する保育需要に対し、民間保育所の整備を進めているところですが、住宅開発が続く地域においては、特に重点的に保育所の整備が必要な状況となっています。

そのため、本市では、保育需要に対しより効果的な対応を行うべく、マンション等開発事業者に対して保育所整備の協力等を要請する制度の構築を現在検討しています。

ついては、（仮称）川崎市保育所等整備協力要請制度要綱の制定にあたり、制度の概要に対する市民その他関係者の皆様からの御意見を募集します。

1 意見の募集期間

平成28年6月1日（水）～平成28年6月30日（木）

2 資料の閲覧場所

- (1) 川崎市ホームページ「意見募集（パブリックコメント）」
- (2) かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）
- (3) 各区役所市政資料コーナー

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、「題名」、「住所」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者氏名）」、「連絡先（電話番号又はメールアドレス）」を明記の上、御意見をお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「意見募集（パブリックコメント）」のページにアクセスし、ホームページ上の案内にしたがって専用フォームを御利用ください。

(2) 郵送、FAX、持参

下記の提出先に郵送（送付）又は御持参ください。なお、郵送の場合は、締切日当日の消印まで有効です。また、持参の場合は、土日祝日を除く8時30分から12時、13時から17時までにお越しください。

4 注意事項

- (1) お寄せいただきました御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- (2) 電話や口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。
- (3) 記載いただきました個人情報は、提出された御意見を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

5 問合せ先

川崎市子ども未来局子育て推進部保育所整備課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎14階

電話：044-200-3556 FAX：044-200-3933